

海外遠征実施要項

(目的)

- ・本要項は、国公立大学卓球連盟（以下「連盟」という）の活動事業の1つである「海外遠征」（以下「遠征」という）を実施する上で、具体的な実施要領などを明確にするために定めるものである。
- ・遠征は、国公立大学の卓球部の技術向上、卓球を通じた学生間の海外交流などを目的に連盟が実施する。

(連盟の決定事項)

- ・遠征に関する以下の重要事項については、連盟の理事会の議決をもって承認・決定する。
 - (1) 今年度遠征の実施計画（実施時期、遠征先、団長他の参加者など）
 - (2) 前年度遠征の会計報告
 - (3) 本要項の改定
 - (4) その他重要事項

(遠征事務局)

- ・遠征事務局は、原則として連盟の理事長、副理事長、事務局長、担当理事、学生理事、および担当オブザーバーが務める。

(実施時期)

- ・遠征の実施時期および期間は、それぞれ原則として毎年3月頃および2週間程度とし、連盟の理事会で審議して設定する。
- ・諸般の事情を勘案し、連盟の理事会の決定をもって遠征を取りやめる場合がある。

(遠征先)

- ・遠征先は、原則として遠征事務局が設定する。
- ・諸般の事情を勘案し、連盟の理事会の決定をもって遠征先を変更する場合がある。

(参加者)

- ・遠征の参加者の内訳は、団長（1名）・事務担当（1名）・参加選手（原則として14名を上限とする）とし、参加選手の総数については、連盟の理事会の決定をもって多少の超過を許容できる。

(団 長)

- ・団長（1名）は、原則として国公立大学卓球部の出身者または国公立大学卓球部の関係者に依頼する。
- ・団長の選考に際しては、理事会から推薦された候補者の中から以下の事項を考慮して理事会にて決定する。
 - ・語学力、責任感、リーダーシップ、熱意などの適任性を評価する。
 - ・前回の遠征、前々回の遠征に団長を出していない大学を優先する。
 - ・学生時代に選手または事務担当として遠征に参加実績のある候補者においては、その実績を評価する。
 - ・団長としての経験がある候補者においては、その実績を考慮する。

(事務担当)

- ・事務担当（1名）は、連盟に学生理事を派遣している東京大学の卓球部員から候補者を選出することを原則とし、理事会にて決定する。理事会の決定によっては事務担当を選出しない場合もある。
- ・事務担当は、団長の指示に基づき団長を支援するとともに、連盟所有の電圧変換器等の備品の携行と管理を担当する。

(参加選手)

- ・参加選手（団長、事務担当を除く）の人数は、原則として男女合わせて14名を上限とし、女子の上限を4名とする。また、部屋割りの都合上、男女とも偶数人であることが望ましい。

- ・男子選手は原則として、連盟が主催する当該年度の全国国公立大学卓球大会（以下「大会」という）に参加した選手の中から、以下に示す基準を満たす者を対象として候補者を選出する。
 - a) 大会の男子シングルスベスト8以上の者
 - b) 大会の男子団体戦上位入賞校（原則としてベスト4以上）で主力として活躍した者
 - c) 連盟の理事会からの推薦者（女子選手を含む）
 - d) 既に本遠征への参加実績のある者は除外
 - e) 原則として1大学2名以内
 - f) 原則として4年生よりも1～3年生を優先
- ・女子選手は、以下の事項を考慮することにより候補者を選出する。
 - a) 大会の女子シングルスベスト4以上の者で、連盟の理事会から推薦を受けた者とする。
 - b) 海外遠征での心身面への負担等に配慮し、原則として2名以上とするが、候補者が1名のみになった場合には、本人の意向を尊重して決定する。
- ・当該年度の大会の主管校から推薦者1名（男女いずれか1名）を参加選手の候補者に推薦することができる。
- ・参加選手の候補者から欠員が生じた場合は、以下に示す基準を満たす者を対象にして欠員を補充できる。
 - a) 団長の出身大学あるいは所属大学からの推薦者（男女いずれか1名）
 - b) 大会成績からの推薦者（団体戦・ダブルス戦の成績や前年度までの実績も勘案）
 - c) 連盟の理事会からの推薦者（大会・連盟の運営に貢献している大学や団長の出身大学の所属選手）
- ・遠征事務局は、団長・事務担当・参加選手のそれぞれの候補者の参加意思を事前に確認した上で、連盟の理事会に諮り、理事会で最終的な参加者を決定する。

(遠征費用)

- ・団長の遠征費用（フライト、宿泊、国内での移動費用、現地での食事など）は原則として連盟が負担する。
- ・事務担当および参加選手の遠征費用は原則として各自が負担する。

(実施報告)

- ・団長、事務担当、参加選手は、遠征から帰国後速やかに遠征報告書を作成して遠征事務局に提出する。
- ・遠征事務局は、遠征の終了後速やかに実施結果を連盟の理事会において報告する。

(会計管理)

- ・遠征の会計は、遠征事務局が管理し、遠征の運営に使用する。
- ・遠征の収入は、遠征参加費（団長分を含まず）、国公立大学OB・OG大会からの海外遠征団長補助費、全国国公立大学卓球大会からの海外遠征積立金、その他とする。
- ・遠征の支出は、遠征費（団長分を含む）、壮行会費、団長交通費補助費、その他とする。

(会計報告)

- ・遠征事務局は、遠征に関わる会計報告資料を作成し、連盟の会計担当理事に提出する。
- ・連盟の会計担当理事は、提出された会計報告資料の内容を審査し、連盟の会計と連結させることにより、連盟の理事会において報告する。

(記録保管)

- ・遠征事務局は、実施結果資料、遠征報告書、会計報告資料および関係書類を原則として5年間保存する。

(本要項の改定)

- ・本要項は、連盟の理事会の議決をもって改定することができる。

改定：2021年10月12日